

第10期四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託
仕様書

1 業務名

第10期四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託

2 業務の目的

この業務は老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条第1項の規定に基づき、地域包括ケアの一層の推進を念頭に置いた令和9年度～11年度を目標年度とする「第10期四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定するため、市内高齢者の生活実態等の状況や介護サービスの利用意向などのニーズを調査するとともに、高齢者を対象としたアンケート調査を実施し、計画策定に向けた課題分析などの計画策定支援を行うことを目的とする。

3 業務の期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容

厚労省が示す第10期介護保険事業計画の方針を理解したうえで、調査研究事業等で示される「介護保険事業計画作成の手引き」、「介護保険事業（支援）計画策定のための、地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析の手引き」等を参考とし、各年度の実施スケジュールを提示し進捗管理を行いながら主体的に以下の業務を行うこと。なお、介護保険事業計画策定においては、厚労省が示す認知症施策推進基本計画及び大阪府認知症施策推進計画の観点を踏まえ、本市の実情に応じた認知症施策推進計画の視点を含むものとする。

【令和7年度業務】

(1) 現状把握及び分析

現計画における四條畷市域の現状と課題の調査、分析等を行うこと。

① 第9期事業計画の評価及び分析

給付実績やサービス量などの評価、課題の抽出及び分析

② 居宅介護サービス利用者の分析

在宅サービス利用者、居住系サービス利用者のサービス種別ごとの利用状況、介護度変化等の状況把握

③ 死亡者の分析

死亡者の介護サービス利用の有無、介護認定期間等の把握

④ 保険料所得段階ごとの分析

保険料所得段階ごとの要介護認定率、介護サービス利用状況

⑤ その他の分析

その他、必要な事項による調査、分析については、本市と協議のうえ決定すること。

(2) 高齢者実態調査の実施（アンケート調査）

① 調査票の種類、対象件数(概数)

(ア) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

65歳以上の高齢者（要介護者を除く） 概ね2,500～2,600人

※対象件数については、標本調査により、分析単位ごとに400件の数を見込める件数とすること（参考：第9期計画時 2,540人）

(イ) 在宅介護実態調査

要介護認定者（施設入所者を除く）概ね1,400～1,500人

(ウ) 介護人材実態調査、在宅生活改善調査、居所変更実態調査

（参考：令和7年4月時点）

居宅介護支援事業所18ヶ所、地域包括支援センター3ヶ所

在宅サービス（訪問系19ヶ所、通所系12ヶ所）

施設系6ヶ所、サ高住7ヶ所、有料老人ホーム5ヶ所

② 調査票の設計及び対象者の抽出支援

四條畷市が実施した前回調査及び厚労省が示す方針等を基本とし、本市と協議のうえ調査内容を決定すること。また、対象者を無作為抽出するための支援を行うこと。

③ 調査票・封筒の作成、印刷

調査票、封筒（発送用（角2）、返送用（長3））の作成、印刷

※調査票と返送用封筒は、識別性を考慮し調査別に色分けすること。

④ 調査票の封入・封緘、発送

宛名シール作成、封筒への貼付、封入・封緘、発送作業

※対象者氏名の外字に留意すること。

※回収率を担保するため、調査票の返送先は四條畷市とするが、本市に返送された調査票の回収を行うこと。

※調査票の郵送、回収等に係る費用は本委託料に含めること。

⑤ お礼状、督促はがきの作成、印刷、送付

※対象者氏名の外字に留意すること。

⑥ 回収票の集計及び分析

単純集計・クロス集計等、集計・分析方法の提案を含む

⑦ 地域包括ケア「見える化」システムへの登録

調査結果の件数に応じて効率的なシステム登録方法を提案し、地域包括ケア「見える化」システムに登録すること。登録対象は、上記（２）①（ア）及び（イ）の調査とする。

⑧ 調査結果分析資料の作成

調査結果の分析資料の作成及び報告

※前回の高齢者実態調査との比較を含むこと

（３）計画策定検討委員会の運営支援（１～２回程度）

① 会議資料の作成及び印刷

② 委員会への出席（調査結果等の説明、委員からの質疑への対応）

③ 議事録の作成

【令和８年度業務】

第９期事業計画の分析・評価結果及びアンケート調査結果を活用しつつ、本市の特性を踏まえたうえで計画策定支援を行うこと。

また、国や府の高齢者保健福祉制度や介護保険事業制度をめぐる制度改正の動向や課題等を情報収集・整理するとともに、必要に応じて他市の情報を収集すること。

（１）介護保険及び高齢者福祉に関する現状把握及び課題分析支援

① 上位計画、関連計画の把握

本市が策定する他計画との整合性等について、逐次助言するとともに情報提供すること。

② 現行計画の評価及び検証

PDCAサイクルに基づき、ロジックツリー等を用いた給付実績等の計画値と実績値との乖離状況とその要因の分析及び考察、給付適正化に資する方策の設定支援

③ 第１～９期を通した介護保険事業の運営状況の分析（給付分析等）

④ 高齢者実態調査結果に基づく市域の現況把握及び課題整理

⑤ 当事者ニーズの把握

アンケート調査結果のみでなく関係者間の対話を重視したニーズ把握・考察の効果的な手法を提案し主体的に取り組むこと。例えば、関係団体等を対象としたワークショップの開催、インタビュー調査等の運営及び結果報告等。特に、認知症の人及びその家族等の意見を聴く機会の設定は必ず行うこと。

⑥ 分野別課題のまとめ及び重点課題の設置

⑦ 市域の現況把握と整理、これまでの高齢者福祉施策の検証と課題のとりまとめ

⑧地域包括ケアの推進に向けた取組み事項の検討、整理

必要に応じて第9期計画の進捗会議に出席するなど、今後の介護保険事業制度の方向性と計画策定等に係る情報を収集し計画策定に反映させること。

⑨他保険者との比較分析

四條畷市と同規模保険者等との給付実績やサービス量等の比較分析

(3) 地域包括ケア「見える化」システムを活用した本市の介護保険事業の分析、課題や改善点などの抽出、人口推計、サービス見込み量及び保険料の設定支援

①人口および被保険者数の推計支援

②要支援、要介護認定の将来推計

③国・府・市内市町村との比較及び分析

④目標年度における介護サービスの見込み量の算定支援

⑤④を踏まえた保険料の算定支援

(4) 計画の策定

①調査・分析結果に基づく計画骨子案の作成

②計画素案の作成、とりまとめ

③現行計画および各福祉関連計画の整合調整

④介護予防、重度化防止に向けた指標設定にかかる技術的助言

⑤計画内容の確定

⑥計画書および概要版の作成

「5 成果品」に掲げる仕様で印刷製本し納品すること。また、概要版は、周知啓発のため、デザインに配慮したものとし、全文ルビ付けを行うこと。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画案へのパブリックコメントに際して、提出意見に対する対応について助言等支援を行うこと。また、それらの意見を計画に反映すること。（令和8年12月実施予定）

(6) 計画策定検討委員会の運営支援（5 回程度）

① 会議資料の作成及び印刷

② 委員会への出席（分析結果、計画進捗状況、計画案説明等、委員からの質疑への対応）

③ 議事録の作成

委員からの意見を計画に反映すること。

5 成果品

成果品（報告書他すべてのデータ）は、加筆修正が可能な電子データファイ

ル（ワード、エクセル等）及びPDFファイルをCD-ROMに格納して納品すること。なお、本業務にかかる納品物の著作権は、本市に帰属するものとする。

（１）アンケート調査票及び関連物

- ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（2,500～2,600部想定）
- ②在宅介護実態調査（1,400～1,500部想定）
- ③お礼状兼督促用はがき（①＋②の部数）
- ④送付用封筒・返信用封筒
- ⑤アンケート調査報告書（案及び正本）（A４判・100頁程度・データ納品）

（２）計画策定及び関連物

- ①計画書（骨子案）（A４判・30部・本文１色刷）
- ②計画書（素案）（A４判・30部・100頁程度・本文１色刷）
- ③計画書（原案）（A４判・30部・100頁程度・本文１色刷）
- ④計画書（正本）（A４判・100部・100頁程度・本文１色刷）
- ⑤概要版（A４判・200部・８頁程度・４色刷）
- ⑥上記のホームページ掲載用データ（PDFファイル形式）
- ⑦その他関係資料一式（電子データ一式を含む）
- ⑧全国介護保険担当課長会議等の資料の要約版

６ その他

- （１）受託者は、本市の情報資産の安全性を確保するものとし、業務遂行にあたり、四條畷市個人情報保護法施行条例に基づき適正な個人情報の取扱いを行うこと。
- （２）企画提案書記載の独自提案については、主体的に対応すること。
- （３）仕様書に定めのない事項や生じた疑義については、本市と協議のうえ決定すること。